法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 14

2015 年 12 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ ----- 1
・第 3 回 東京法と心理研究会 開催
・主要イベント日程のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「心理学と法学の共同研究への期待」
学習院大学　橋本 陽子

■ 研究アゴラ
研究と著書の紹介---------- 3
「刑事訴訟法研究者の仕事」
神奈川大学　白取 祐司

・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

12 月「師走」に入り、多忙な日々をお過ごしのことと思います。忙しさと寒さの折、風邪やノロウィルスにはお気をつけ下さい。

去る 10 月 23 日は、北海道大学東京オフィスにて拡大総括班会議が開かれました。プロジェクトのしめとなるイベントなどについて話し合われ、ラストスパートへ準備を進めています。併せて、計画研究班を中心に、公募研究班を含めた全ての班の研究報告が行われました。今回は、8 月から新しく学術調査官に就任された橋本先生（学習院大学）にご参加いただき、活動について貴重なご意見をいただきました。本紙でも「実務家と研究者のセクション」で執筆いただいております。実務家研修は、仲先生の司法面接研修、羽渕先生企画、田中先生企画といずれもアンケートで高評価、好コメントをいただき終了いたしました。今後は、まず 2/14 に北海道大学にて公開型の「グランドシンポジウム」（旧：「総括シンポジウム」、総括班会議にて名称変更いたしました）を開催します。続いて 2/27 模擬裁判、2/28 全体会、3/13 仲班の橋場先生企画の実務家研修が開催されますので、奮ってご参加お願いします。（総括班支援室・高橋）

「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■ 第 3 回 東京法と心理研究会 開催

参加費無料
参加登録不要

第 3 回東京法と心理研究会を日本大学にて開催いたしますので、奮ってご参加下さい。内容の詳細は以下をご参照下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/794/

■日時：12月12日（土）13 時 30 分～ 17 時 30 分

■場所：日本大学文理学部 3 号館 3304 教室
http://www.chs.nihon-u.ac.jp/access/

●個別報告（13 時 30 分－ 15 時 45 分）

・**谷辺 哲史**（東京大学大学院 人文社会系研究科）
「法廷における理性と感情―裁判に「感情的」な市民は不要か―」

・**岩谷 舟真**（東京大学大学院 人文社会系研究科）
**「暗黙のルールは如何にして維持されるか
－多元的無知の観点から－」**

・**新岡 陽光**（法政大学大学院 人文科学研究科）
**「暗黙のルールは如何にして維持されるか
－多元的無知の観点から－」**

●基調講演（16 時 00 分－ 17 時 30 分）
「刑事裁判における供述心理鑑定の役割－実例から考える」
今村 核先生（第二東京弁護士会）
今村弁護士は、いくつもの冤罪事件を手がけられ、「冤罪弁護士」として有名な方です。ご自身の手がけられた事件に基づくお話が伺えることと思います。

※参加費無料、参加登録不要
[問合せ先] 慶應義塾大学 伊東裕司 yitoh[at]flet.keio.ac.jp
[at] を @ にご変更のうえご送信ください。

■ 主要イベント日程のお知らせ

新学術領域研究「法と人間科学」は、以下の通りイベントの開催を予定しておりますので、奮ってご参加よろしくお願いいたします。
詳細情報や申し込み方法などは、HP にて随時ご案内いたします。

■「法と人間科学」グランドシンポジウム ＜実務家・一般市民向け＞
［総括班企画］
2月14日（日）9：00 ～ 17：00（予定）
人文・社会科学総合教育研究棟 2F [札幌]
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/798/
※【領域メンバーへ】イベント終了後 18 時より、領域メンバーの懇親会の席をご用意しております。ご参加の程よろしくお願いいたします。

■「法と人間科学」模擬裁判
［指宿班（山田先生）企画・山崎班協力］
2月27日（土）13：00 ～ 17：30（予定）
関西学院大学・梅田ハブスクェアキャンパス [大阪]（予定）
※【領域メンバーへ】**2月28日（日）**は、**領域の全体会**が、上記の会場で開催されます。ご参加の程よろしくお願いいたします。

■ 法と人間科学・実務家研修 ＜実務家向け＞
「児童虐待における多機関・多職種ネットワーク構築に向けて」　［仲班（橋場先生）企画］
2016年3月13日（日）13：00 ～ 17：00 (予定)
主婦会館プラザエフ [東京]

このほか、おおよそ月に 1 度、札幌法と心理研究会を北海道大学にて開催し、ホームページにて随時ご案内しております。1 月にも予定しておりますので、皆様にも是非ご参加よろしくお願いします。

実務家と研究者のクロスセクション

「心理学と法学の共同研究への期待」

学習院大学 法学部 教授　橋本 陽子

2015 年 8 月から任期 2 年の予定で文科省学術調査官に就任いたしました。私の研究分野は労働法で、とくに EU 及びドイツの労働法との比較法研究をしています。学際研究といえば、法と経済学を聞きかじった程度で、調査官に就任するまで、心理学と法学との共同研究が行われていることも知りませんでした。10 月 23 日の領域会議で伺った各計画研究や公募研究の研究内容のご報告は、非常に新鮮で、知的好奇心が刺激されました。

労働法では、心理学の知見を活かすという問題意識は未だほとんどないのですが、その理由としては、第 1 に、労働事件の大半は民事事件であり、刑事事件ほど事実認定の問題がクリティカルではないこと、第 2 に、労働事件において労働者と使用者は対立するものの、労働市場で活動する人間についてはある程度の均一性が前提とされてきたこと（「エンプロイヤビリティ」という言葉が想起されます）が考えられないだろうかなどと漠然と思いました。しかし、こう思ってすぐに、すでに心理学の知見が労働法でも重要な意味を持ったケースである横浜セクシュアル・ハラスメント事件（東京高判平成 9・11・20 労判 728 号 12 頁）を思い出しました。東京高裁は、被害者が 20 分以上も加害者の為すがままにされていたということは考え難いとしてわいせつ行為を認定しなかった地裁判決（横浜地判平成 7・3・24 労判 670 号 20 頁）を覆し、米国における強姦被害者の対処行動に関する研究に言及したうえで、「本件において、控訴人が事務所外に逃げたり、悲鳴を上げて助けを求めなかったからといって、直ちに本件控訴人供述の内容が不自然であると断定することはできない」と述べ、加害者のわいせつ行為を認定しました。本判決は、現在では、法科大学院で使用されている標準的なケースブック（荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第 4 版）』有斐閣、2015 年）に教材として収録されています。

高裁判決の考え方こそが、今ではまさに常識なのかもしれませんが、当時、高裁の加藤和夫裁判長は、裁判官になる前に、東京大学法学部で助手として労働法を研究していたという経歴の持ち主だったので、労働法の研究動向に明るく、先進的な判決を書かれたのだろうと理解されました。加藤裁判官が具体的に触れた文献も、アリソン・ウェザーフィールド（黒川道代訳）「アメリカ人弁護士のみた日本のセクシュアル・ハラスメント（上）（下）」（ジュリスト 1079 号 31 － 41 頁、1080 号 75 － 81 頁〔1995 年〕）ではないかと言われています。ウェザーフィールド弁護士は、菅野和夫教授（東京大学名誉教授、学士院会員）に招かれて、しばしば東大法学部でゼミを行っていました。菅野教授と加藤裁判官は、同時期に助手をしていました。

以上は、私が直接、加藤裁判官に確かめた情報ではないのですが、裁判官が新しい考え方を受け入れる 1 つのパターンを示しているのではないかと思います。

また、最近では、男女賃金差別（労基法 4 条）の立証において、女性は企業における基幹的業務には向かないというジェンダー・バイアスが女性の昇格・昇進を阻んでいるというアメリカの社会心理学の知見を取り入れ、差別はなかったことを出発点として、原告である女性労働者に差別の立証負担を課す現在の裁判実務を見直し、差別があったことから出発すべきであるという見解も主張されています（相澤美智子「中国電力事件広島高裁判決に関する意見書」労働法律旬報 1831・32 号〔2014 年〕81—99 頁）。セクハラのような個別ケースと異なり、賃金差別の立証にジェンダー・バイアスを取り入れるという見解は、企業の人事管理制度自体を問題にするものなので、裁判実務に取り入れられるためにはより多くの困難があると思われますが、他方で、男女雇用平等法理は、広島中央保健生協（C 生協病院）事件最高裁判決（最判平成 26・10・29 労判 1100 号 5 頁）以降、マタハラを違法とする裁判例の増加によって、新たな展開を迎えています。この変化の直接的な契機は、女性の労働力参加を促す雇用政策上の必要性だと思われます。国策と言い出すと、心理学の知見とは無関係になってしまうかもしれませんが、その時々の政治的・社会的状況が裁判官の心証に及ぼす影響は、心理学の研究対象にはならないでしょうか。

法解釈学は、裁判官の恣意的な判断を排除し、判決の予測可能性を高めることを使命として長い間、解釈技法の構築と判例研究が行われてきました。紛争の時系列において、解釈技法の構築は事前、判例研究は事後の作業であるといえますが、裁判官の心証形成のメカニズムに直接迫る心理学は、いわば両者をつなぐ、まさに紛争解決の過程を解明する役割を担っているとはいえないでしょうか。心理学と法学の共働のさらなる深化に期待したいと思います。

研究アゴラ

研究と著書の紹介

刑事訴訟法研究者の仕事

神奈川大学 法科大学院 教授　白取 祐司

最近、共同で本を出しました。白取祐司＝今村核＝泉澤章編著『日本版「司法取引」を問う』（旬報社、2015 年 12 月刊）という本です。内容は、2015 年 8 月に衆議院で可決された「刑事訴訟法改正案」のうち、新たな「司法取引」制度、正式名称を「捜査公判協力型協議・合意制度」を取りあげ、外国法との比較をするなどして、批判的に検討したものです。十数年ほど前から、私が専門とする刑事訴訟法に関する大きな法改正が増え、そのたびに研究者は、法案のときから対応に追われます。

立法が動かない時代、研究者は、刑事訴訟法という法律と、その具体化である裁判例を相手にもっぱら「法解釈」の作業をしていました。しかし、立法はもっと " 動的 " です。法制審に委員として立法作業に加わる研究者もいれば、立法を批判し、反対する研究者もいます。私の経験を申し上げると、1999 年の通信傍受法の法案審議のときと、2007 年の被害者参加法の法案審議のとき、衆議院法務委員会で参考人として意見陳述しました。多数の研究者が共同で、法案に対する意見書をつくって発表することもあります。少年法改正問題などで、市民向けに講演したことがありますが、これもある種の立法への関わりといえるかもしれません。

今回の本も、日本版「司法取引」が、諸外国の制度と比べてもえん罪を生む危険が大きいことを訴えるために企画されたものです。私自身は、「司法取引」に慎重なフランスの実情を紹介しました。フランスには、「有罪の自認」をすると比較的軽い（1 年以内の拘禁刑）刑罰を受けるだけで済む、という手続があります。しかし、日本版「司法取引」のような、共犯者密告型や他人密告型の「取引」はありません。アメリカには、密告型の司法取引はありますが、それによって大量にえん罪が発生し、問題になっているのです。国会で法案審議される際、刑事立法であれば、法務省が外国法の制度を紹介する資料が添付されます。ただ、法務省は立法を実現しようとする立場ですので、資料に「司法取引」制度の概略の説明はあっても、その弊害や問題点は出てきません。そこを指摘し、バランスのとれた議論をするための材料提供も、研究者の役割です。

法学者もいろいろで、昔の法制度を研究している人、もっぱら外国の法制度を研究する人など様々ですが、実定法の研究者が、当面する立法の動向から目を背けるわけにはいきません。法学研究者の本来の役割かどうかは別にして、これも大事な「仕事」ではないかと思っています。

総括班支援室からのご案内

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学・総括班支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

【お詫び】ニューズレター vol.8 の印刷ミスについて

皆様方には、平素より新学術領域研究「法と人間科学」をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

領域メンバーとご希望の方に、当領域総括班より発行しておりますニューズレター（イベントレポート）をお届けしております。ご購読いただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

それにも関わらず、不用意にも 9 月発行の vol.8 の印刷の不手際に気づかずに皆様にお送りしてしまいましたこと、心よりお詫び申し上げます。今後そのようなことがないよう、入念な確認を重ねてまいりたいと存じますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

残すところあと 1 号となりますニューズレターを、引き続きご購読の程よろしくお願いいたします。

新学術領域研究「法と人間科学」
総括班支援室